

岐阜県地域防災計画（地震対策計画）新旧対照表（案）

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1から2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1)から(5) 略 (6) 中部経済産業局 ア 災害情報の収集及び伝達 イ 電力及びガスの安定的な供給の確保 ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置 <u>オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣</u></p> <p>(7)から(13) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u> アからウ 略 (2) 略 (3) 中部電力株式会社、<u>中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社</u>、関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>、北陸電力株式会社、<u>北陸電力送配電株式会社</u>、電源開発株式会社、<u>電源開発送変電ネットワーク株式会社</u> (4)～(10) 略 (11) <u>東邦ガス株式会社</u>、<u>東邦ガスネットワーク株式会社</u> アからウ 略 (12) 略</p> <p>6から7 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1から2 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1)から(5) 略 (6) 中部経済産業局 ア 災害情報の収集及び伝達 イ 電力及びガスの安定的な供給の確保 ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置 <u>(新規)</u></p> <p>(7)から(13) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>_____</u> アからウ 略 (2) 略 (3) 中部電力株式会社、<u>_____</u> 関西電力株式会社、<u>_____</u> 北陸電力株式会社、<u>_____</u> 電源開発株式会社 (4)～(10) 略 (11) <u>東邦ガス株式会社</u> _____ アからウ 略 (12) 略</p> <p>6から7 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第3節 本県の特質と災害要因 略</p>	<p></p> <p>業務の追加に伴う修正</p> <p>指定公共機関の追加に伴う修正</p> <p>指定公共機関の追加に伴う修正</p> <p>指定公共機関の追加に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第2章 地震災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>加えて、県、市町村及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>その他に</u>、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)及び(8) 略</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県（<u>各部署、教育委員会</u>）</p> <p>市町村（教育委員会）</p> <p>防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及</p>	<p>第2章 地震災害予防</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1項 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 略</p> <p>2 推進体制</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p>平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>また</u>、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5)及び(8) 略</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県（<u>教育委員会</u>）</p> <p>市町村（教育委員会）</p> <p>防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童生徒等に対する普及</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実<u>及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進</u>に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)から(8) 略</p> <p><b>第3節 防災訓練</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県（各部局、教育委員会）</u>            県警察（<u>県</u>公安委員会）            市町村            防災関係機関            防災上重要な施設の管理者            水防管理団体</p> <p>3 <b>実施内容</b>            (1)から(5) 略            (6) <b>訓練の検証</b>            県、市町村等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し<u>信頼感を醸成するよう努め</u>、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</p> <p><b>第4節 自主防災組織の育成と強化</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県（危機管理部、農政部、県土整備部）</u>            県警察            市町村            防災関係機関            事業者            土地改良区            地域住民</p> <p>3 略</p>	<p>県及び市町村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実<u>_____</u>に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3)から(8) 略</p> <p><b>第3節 防災訓練</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県_____</u>            県警察（<u>  </u>公安委員会）            市町村            防災関係機関            防災上重要な施設の管理者            水防管理団体</p> <p>3 <b>実施内容</b>            (1)から(5) 略            (6) <b>訓練の検証</b>            県、市町村等は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>_____</u>相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</p> <p><b>第4節 自主防災組織の育成と強化</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県_____</u>            県警察            市町村            防災関係機関            事業者            土地改良区            地域住民</p> <p>3 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）</u>  市町村  社会福祉協議会</p> <p>3 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（総務部、危機管理部）</u>  県警察  市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備  県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。  なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。  また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。  <u>（削除）</u></p> <p>(2) 県域を越えた広域相互応援  アからウ 略  エ 全国の被災市町村への応援  <u>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u>  <u>（削除）</u></p> <p>(3)から(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（危機管理部、商工労働部、県土整備部）</u>  県警察</p>	<p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  社会福祉協議会</p> <p>3 略</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  県警察  市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援体制の整備  県及び市町村は、県又は市町村域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。  なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。  また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。  <u>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 県域を越えた広域相互応援  アからウ 略  エ 全国の被災市町村への応援  <u>県は、国等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p>(3)から(4) 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  県警察</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>3章応急対策への記載に伴う修正</p> <p>3章応急対策から2章災害予防への記載に伴う修正</p> <p>重複記載に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>市町村 緊急輸送道路の管理者</p> <p>3 実施内容 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、県土整備部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者</p> <p>3 略</p> <p>(1) から (7) 略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害現場からの情報収集 県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、<u>無人航空機（ドローン）</u>等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>第9節 火災予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第11節 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会)</u> 県警察</p>	<p>市町村 緊急輸送道路の管理者</p> <p>3 実施内容 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 道路管理者</p> <p>3 略</p> <p>(1) から (7) 略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害現場からの情報収集 県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、<u>小型無人機（ドローン）</u>等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>第9節 火災予防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第10節 孤立地域防止対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第11節 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察</p>	<p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p></p> <p>名称の統一に伴う修正</p> <p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>市町村 防災上重要な施設の管理者</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定 略</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。<u>加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、<u>必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努め</u>るものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p>	<p>市町村 防災上重要な施設の管理者</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所の指定 略</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等<sup>_____</sup>の要配慮者のため、<sup>_____</sup>福祉避難所を指定するよう努め<sup>_____</sup>るものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>略</p> <p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p> <p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家<sup>_____</sup>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>エ 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>3章応急対策と2章災害予防との重複記載に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(4)から(12) 略</p> <p>第12節 必需物資の確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部)</u>  市町村  住民  事業者</p> <p>3 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部)</u>  市町村  社会福祉協議会  施設等管理者  防災関係機関  住民</p> <p>3 略</p> <p>第14節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(都市建築部、教育委員会)</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p>第15節 医療救護体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(健康福祉部)</u>  市町村  医療機関  日本赤十字社岐阜県支部  岐阜県赤十字血液センター</p> <p>3 略</p> <p>第16節 防疫予防対策</p> <p>1 略</p>	<p>(4)から(12) 略</p> <p>第12節 必需物資の確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  住民  事業者</p> <p>3 略</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  社会福祉協議会  施設等管理者  防災関係機関  住民</p> <p>3 略</p> <p>第14節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p>第15節 医療救護体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  医療機関  日本赤十字社岐阜県支部  岐阜県赤十字血液センター</p> <p>3 略</p> <p>第16節 防疫予防対策</p> <p>1 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>2 実施責任者  <u>県（環境生活部、健康福祉部）</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（危機管理部、県土整備部、都市建築部）</u>  市町村  公共的施設管理者</p> <p>3 実施内容  (1)から(3) 略  (4) 都市の防災対策  アからウ 略  エ <u>空き家</u>の状況の確認  市町村は、平常時より、災害による被害が予測される<u>空き家</u>等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第18節 地盤の液状化対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（危機管理部、県土整備部）</u>  市町村  河川管理者</p> <p>3 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  国  <u>県（農政部、県土整備部、都市建築部）</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）</u>  市町村  ライフライン事業者</p> <p>3 実施内容</p>	<p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  公共的施設管理者</p> <p>3 実施内容  (1)から(3) 略  (4) 都市の防災対策  アからウ 略  エ <u>空き家</u>の状況の確認  市町村は、平常時より、災害による被害が予測される<u>空き家</u>等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第18節 地盤の液状化対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  河川管理者</p> <p>3 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  国  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p>第20節 ライフライン施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  ライフライン事業者</p> <p>3 実施内容</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>



新	旧	修正理由
<p>(1)から(2) 略</p> <p>(3) 電気施設 電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>a 電力供給施設の安全性の確保 b 防災資機材及び緊急資機材の整備 c 要員の確保 d 被害状況収集体制の整備 e 広域的相互応援体制の整備</p> <p><u>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4)から(10) 略</p> <p><u>(11) 連携体制の構築</u> <u>県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築する。</u></p> <p>第21節 文教対策 第1項 文教対策 1 略 2 実施責任者 県 <u>(環境生活部、教育委員会)</u> 市町村 (教育委員会) 学校等の経営者、管理者 3 略</p> <p>第2項 文化財保護対策 1 略 2 実施責任者 県 <u>(環境生活部)</u> 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者 3 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 1 略 2 実施責任者 県 <u>(総務部、危機管理部)</u> 市町村 3 略</p>	<p>(1)から(2) 略</p> <p>(3) 電気施設 電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</p> <p>a 電力供給施設の安全性の確保 b 防災資機材及び緊急資機材の整備 c 要員の確保 d 被害状況収集体制の整備 e 広域的相互応援体制の整備</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4)から(10) 略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第21節 文教対策 第1項 文教対策 1 略 2 実施責任者 県 ( _____ 教育委員会) 市町村 (教育委員会) 学校等の経営者、管理者 3 略</p> <p>第2項 文化財保護対策 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者 3 略</p> <p>第22節 行政機関の業務継続体制の整備 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 3 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p><b>第23節 企業防災の促進</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（危機管理部、商工労働部）</u>  市町村  商工団体  各種企業</p> <p>3 略</p> <p><b>第24節 防災施設等の整備</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県（危機管理部）</u>  市町村</p> <p>3 実施内容  (1) 略  (2) 地震防災緊急事業五箇年計画  ア 略  イ 経緯  第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から<u>令和2年度、第6次計画は令和3年度から7年度</u></p> <p><b>第25節 津波災害予防対策</b></p> <p>1 方針  地震の発生により、県南部の海拔ゼロメートル地帯の一部地域においては、津波が河川を遡上し、<u>河川水位が上昇するおそれがあり、堤内地（堤防で守られている住宅地、農地等。以下同じ。）での浸水は想定されていないが、堤外地（堤防より川側にある区域。以下同じ。）の一部が浸水するおそれがある。</u>  このため、あらかじめ、<u>河川を遡上する津波による</u>被害を予防又は軽減させるための対策を図る。</p> <hr/> <p>2 実施責任者  <u>県（危機管理部、県土整備部）</u>  <u>関係市町</u>  関係防災機関</p> <p>3 実施内容  (1) 津波警戒の周知徹底  県、<u>関係市町</u>、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、</p>	<p><b>第23節 企業防災の促進</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  商工団体  各種企業</p> <p>3 略</p> <p><b>第24節 防災施設等の整備</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 実施内容  (1) 略  (2) 地震防災緊急事業五箇年計画  ア 略  イ 経緯  第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から<u>平成32年度</u></p> <p><b>第25節 津波災害予防対策</b></p> <p>1 方針  地震の発生により、県南部の海拔ゼロメートル地帯の一部地域においては、津波が河川を遡上し、<u>人的、物的被害が発生</u>  <u>するおそれがある。</u>  このため、あらかじめ、<u>津波</u>被害を予防又は軽減させるための対策を図る。  <u>なお、この節に特別の定めのない予防対策事項については、「第2章 地震災害予防」の各節に基づき運用するものとする。</u></p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  <u>関係沿岸市町</u>  関係防災機関</p> <p>3 実施内容  (1) 津波警戒の周知徹底  県、<u>関係沿岸市町</u>、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>時点更新に伴う修正</p> <p>津波浸水想定の見直しに伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>津波浸水想定の見直し</p>



新	旧	修正理由
<p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 住民等の避難誘導體制 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>関係 市町</u>は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などによる<u>堤外地からの避難誘導等の防災対応の</u>ルールを定めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 津波警報等の<u>伝達</u>のための体制確保 県及び<u>関係市町</u>は、津波警報等を住民に周知する体制を整えるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) <u>避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知</u> 関係沿岸市町は、岐阜県津波浸水想定等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。住民が、徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、<u>避難路・避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知に努める。</u></p> <p>(4) 住民等の避難誘導體制</p> <p>① <u>津波による危険が予想される関係沿岸市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通して、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。</u> また、<u>ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路等の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>② <u>不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</u></p> <p>③ <u>津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。県及び関係沿岸市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、関係沿岸市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、県警察と十分調整を図るものとする。</u></p> <p>④ <u>県及び関係沿岸市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員などによる防災対応や避難誘導に係る行動</u> ルールを定めるものとする。<u>また、高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(5) <u>津波を想定した防災訓練</u> 関係沿岸市町は、防災関係機関と協力し、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて<u>避難経路や避難場所、情報伝達用設備等の確認を実施する。</u></p> <p>(6) <u>津波警報等の発表・伝達のための体制確保</u> 県及び関係沿岸市町は、津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。</p> <p>① <u>関係沿岸市町による津波警報等の内容に応じた避難指示等の発表基準の策定</u></p> <p>② <u>津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示等の発表基準の策定</u></p> <p>③ <u>徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車で避難せざる得ない場合の関係沿岸市町による避難方策の検討</u></p> <p>④ <u>消防団員、水防団員、警察官、市町職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化</u></p> <p>(7) <u>津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成</u> 関係沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する基本指針に基づき、当該市町の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「<u>推進計画</u>」という。）を作成することができる。推進計画で定める内容は以下のとおりであ</p>	<p>津波浸水想定の見直しに伴う修正</p>

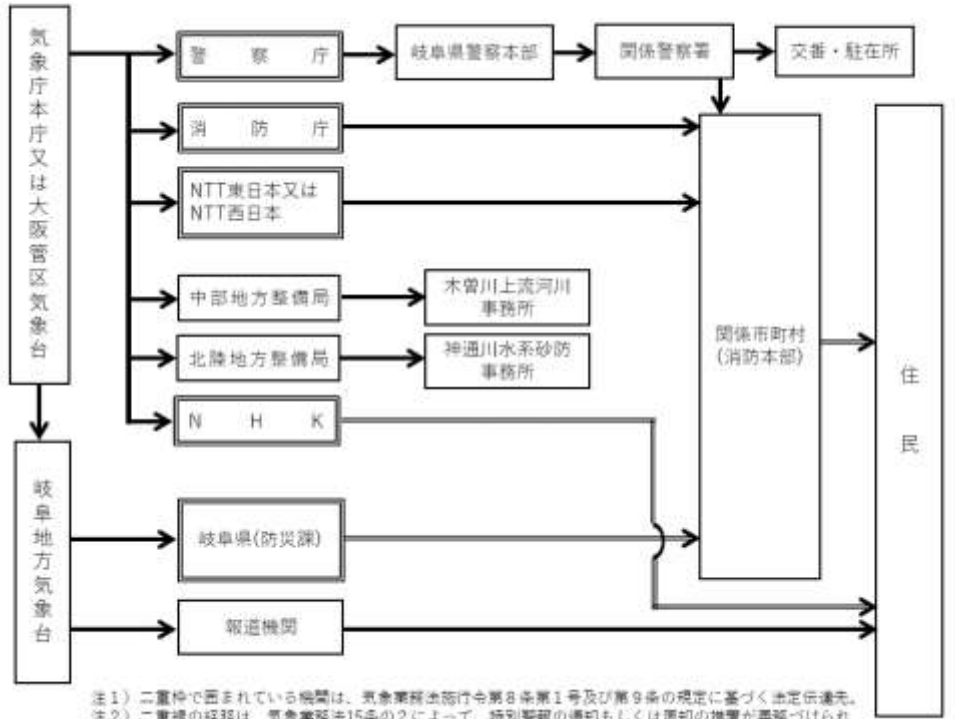
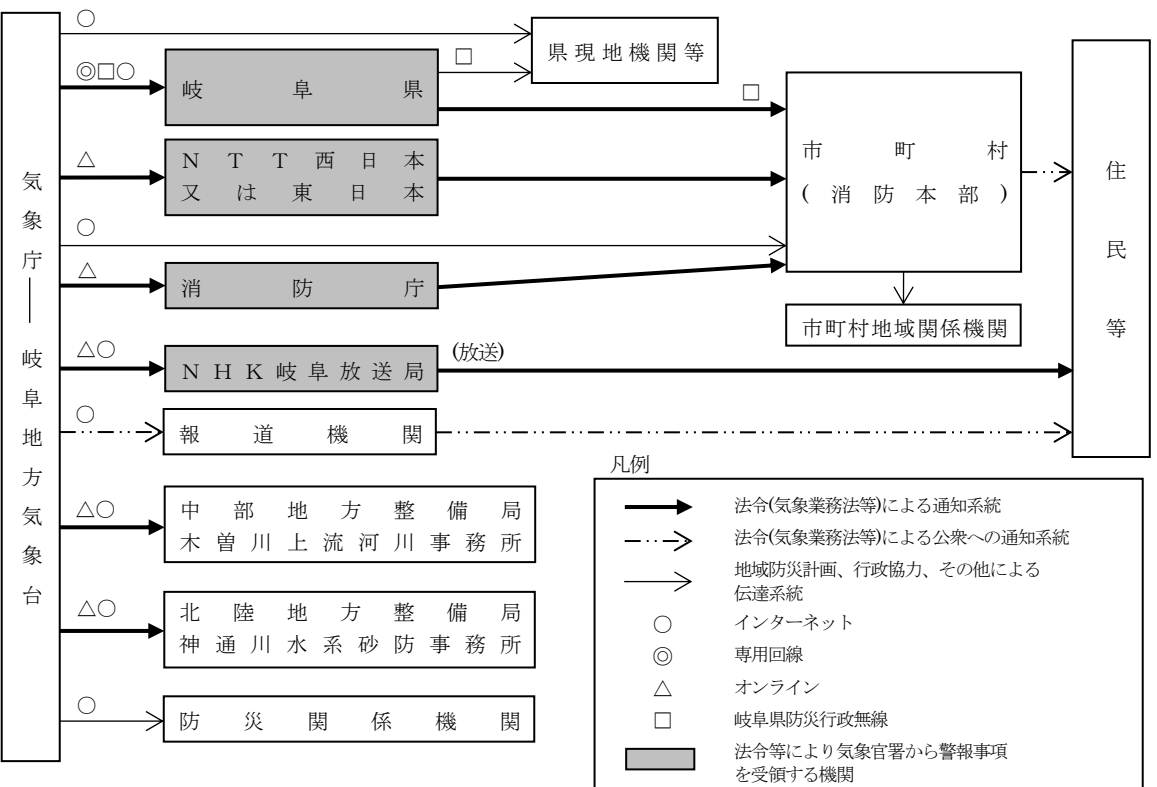
新	旧	修正理由
<p>第26節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、農政部、林政部、県土整備部)</u>  市町村  防災関係機関  事業者</p> <p>3 実施内容  (1)から(2) 略  (3) 代替電源の確保  県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。  県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。  <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。</u></p> <p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 災害対策本部</p> <p>1 県本部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本部の場所  県本部は、<u>県庁5階</u>に設置する。なお、県庁舎が<u>その使用に耐えない時やその使用制限を余儀なくされる時</u>は、<u>県防災交流センター等</u>において県本部を設置する。</p> <p>(3) 警戒準備体制、警戒体制  県は、県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県本部を設置するための前段階として、警戒準備体制、警戒体制をとる。</p> <p>(4) 航空機の運用調整等  県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、<u>消火</u>、医療</p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>① 推進計画の区域</u>  <u>② 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針</u>  <u>③ 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備</u>  <u>④ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務</u></p> <p>第26節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  防災関係機関  事業者</p> <p>3 実施内容  (1)から(2) 略  (3) 代替電源の確保  県、市町村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。  県及び市町村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるように関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする  <u>(新規)</u></p> <p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 災害対策本部</p> <p>1 県本部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本部の場所  県本部は、<u>県庁4階の常設災害対策本部スペース</u>に設置する。なお、<u>県庁舎が被災しその通信機能等が</u>使用に耐えない時<u>は</u>、<u>県防災交流センター</u>において県本部を設置する。</p> <p>(3) 警戒準備体制、警戒体制  県は、県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県本部を設置するための前段階として、警戒準備体制、警戒体制をとる。</p> <p>(4) 航空機の運用調整等  県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、<u>医療</u></p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>新庁舎移転に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>2から4 略 第3項から第7項 略</p> <p>第2節 ボランティア活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、環境生活部、健康福祉部)</u> 市町村 社会福祉協議会 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 自衛隊 県 <u>(危機管理部)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) 災害派遣部隊の活動範囲 アからク 略 ケ <u>給食</u>及び給水 被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。 <u>コ 入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u> <u>サ</u> 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。 <u>シ</u> 危険物の保安及び除去</p>	<p>等の各種活動のための航空機_____の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2から4 略 第3項から第7項 略</p> <p>第2節 ボランティア活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県_____</p> <p>市町村 社会福祉協議会 日本赤十字社岐阜県支部</p> <p>3 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 自衛隊 県_____</p> <p>市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容 (1)から(3) 略 (4) 災害派遣部隊の活動範囲 アからク 略 ケ <u>炊飯</u>及び給水 被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。 <u>(新規)</u></p> <p>コ 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。 サ 危険物の保安及び除去</p>	<p>災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>ス その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p> <p>(5)から(9) 略</p> <p>第4節 災害応援要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(総務部、危機管理部、商工労働部、県土整備部)</u> 県警察 (県公安委員会) 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定 <u>又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定</u>に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>b 他の市町村に対する応援要請 市町村は、当該市町村の地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。 県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。 <u>県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>cからe 略</p> <p>ウ 略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>シ その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p> <p>(5)から(9) 略</p> <p>第4節 災害応援要請</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 県警察 (公安委員会) 市町村 防災関係機関</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a 応援協定に基づく応援要請 県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定 _____ に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>b 他の市町村に対する応援要請 市町村は、当該市町村の地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。 県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>cからe 略</p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ 応急対策職員派遣制度の活用</u> <u>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職</u></p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>協定内容の補足に伴う修正</p> <p>2章災害予防から3章応急対策への記載に伴う修正</p> <p>3章応急対策から2章災害予防からへの記載に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(2)から(8) 略</p> <p>第5節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1 略 2 実施責任者 自衛隊 県 <u>(危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部)</u> 県警察 (県公安委員会) 市町村 道路管理者</p> <p>3 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 1 略 2 実施責任者 中部運輸局 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市建築部)</u> <u>県警察 (県公安委員会)</u> 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第6節 通信の確保 1 略 2 実施責任者 <u>県 (各部局、教育委員会)</u> <u>県警察</u> 各機関</p> <p>3 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達 1 略 2 実施責任者 気象庁 岐阜地方気象台 県 <u>(危機管理部、県土整備部)</u> <u>県警察</u> 市町村 防災関係機関 報道機関</p> <p>3 略 (1) 略</p>	<p><u>員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(2)から(8) 略</p> <p>第5節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1 略 2 実施責任者 自衛隊 県 _____ 県警察 (県公安委員会) 市町村 道路管理者</p> <p>3 略</p> <p>第2項 輸送手段の確保 1 略 2 実施責任者 中部運輸局 県 _____ _____</p> <p>3 略</p> <p>第6節 通信の確保 1 略 2 実施責任者 _____</p> <p>3 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達 1 略 2 実施責任者 気象庁 岐阜地方気象台 県 _____ _____</p> <p>3 略 (1) 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>



新	旧	修正理由
 <p>注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注2) 二重線の経路は、気象業務法15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 法令(気象業務法等)による通知系統</li> <li>- - -&gt; 法令(気象業務法等)による公衆への通知系統</li> <li>- - -&gt; 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統</li> <li>○ インターネット</li> <li>◎ 専用回線</li> <li>△ オンライン</li> <li>□ 岐阜県防災行政無線</li> <li>■ 法令等により気象官署から警報事項を受領する機関</li> </ul>	地震情報の伝達経路の変更に伴う修正
<p>(削除)</p> <p>(3) 略</p> <p>第8節 地震災害情報等の収集・伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(各部局、教育委員会)</u> 各機関</p> <p>3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡手段 ア 情報の収集 県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するの</p>	<p>(注) 1 <u>岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。</u> 2 <u>岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。</u> 3 <u>岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第8節 地震災害情報等の収集・伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>各機関</u></p> <p>3 実施内容 (1) 情報の収集・連絡手段 ア 情報の収集 県及び市町村は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 市町村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するの</p>	所管の明確化に伴う修正

新	旧	修正理由
<p>要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p><u>市町村は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者等についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、<u>無人航空機（ドローン）</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2)から(6) 略</p> <p><b>第9節 災害広報</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県（秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部）</u>  <u>県警察</u>  市町村  防災関係機関  報道機関  電気通信事業者</p> <p>3 <b>実施内容</b>  (1)から(7) 略  (8)安否不明者等の氏名等公表  県は、<u>要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、</u>県が定める手順に従い、<u>市町村等と連携の上、</u>安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</p> <p><b>第10節 消防・救急・救助活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県（危機管理部）</u>  県警察  市町村  防災関係機関  危険物施設の所有者</p> <p>3 略</p> <p><b>第11節 浸水対策</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県（県土整備部）</u>  河川管理者・関係施設の管理者</p>	<p>要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、<u>小型無人機（ドローン）</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に地震災害状況の収集伝達を行うものとする。</p> <p>略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2)から(6) 略</p> <p><b>第9節 災害広報</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県</u>  <u>市町村</u>  防災関係機関  報道機関  電気通信事業者</p> <p>3 <b>実施内容</b>  (1)から(7) 略  (8)安否不明者等の氏名等公表  県は、<u>救助・捜索活動等に資すると認められる場合には、</u>  <u>県が定める手順に従い、</u>安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。</p> <p><b>第10節 消防・救急・救助活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県</u>  県警察  市町村  防災関係機関  危険物施設の所有者</p> <p>3 略</p> <p><b>第11節 浸水対策</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b>  <u>県</u>  河川管理者・関係施設の管理者</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>名称の統一に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>水防管理者 3 略</p> <p>第12節 県防災ヘリコプターの活用 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部)</u> 市町村 3 略</p> <p>第13節 孤立地域対策 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部)</u> 市町村 3 略</p> <p>第14節 災害救助法の適用 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部)</u> 市町村 3 略</p> <p>第15節 避難対策 1 略 2 実施責任者 自衛隊 県 <u>(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 水防管理者 3 実施内容 (1) 避難の指示 略 ア 市町村長の措置 略 指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を</u></p>	<p>水防管理者 3 略</p> <p>第12節 県防災ヘリコプターの活用 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 3 略</p> <p>第13節 孤立地域対策 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 3 略</p> <p>第14節 災害救助法の適用 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 3 略</p> <p>第15節 避難対策 1 略 2 実施責任者 自衛隊 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 水防管理者 3 実施内容 (1) 避難の指示 略 ア 市町村長の措置 略 指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難情報発令の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 _____</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p><u>行うものとする。</u></p> <p>イからカ 略</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>アからウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の外部支援者</u>等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>略</p> <p>オ及びカ 略</p> <p>(6)から(14) 略</p> <p>第16節 建築物・宅地の危険度判定</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 <u>(都市建築部)</u></p> <p>市町村</p> <p>3 略</p> <p>第17節 食料供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 <u>(危機管理部、農政部)</u></p> <p>市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 供給活動における配慮</p> <p>被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>略</p> <p>(2)から(9) 略</p>	<p>イからカ 略</p> <p>(2)から(4) 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>アからウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>略</p> <p>オ及びカ 略</p> <p>(6)から(14) 略</p> <p>第16節 建築物・宅地の危険度判定</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県</p> <p>市町村</p> <p>3 略</p> <p>第17節 食料供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県</p> <p>市町村</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 供給活動における配慮</p> <p>被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>略</p> <p>(2)から(9) 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第18節 給水活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部)</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>第18節 給水活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第19節 生活必需品供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部)</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>第19節 生活必需品供給活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部)</u>  県警察  市町村  社会福祉協議会  社会福祉施設の設置者、管理者  住民</p> <p>3 略</p>	<p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  県警察  市町村  社会福祉協議会  社会福祉施設の設置者、管理者  住民</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第21節 帰宅困難者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、商工労働部)</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>第21節 帰宅困難者対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第22節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、都市建築部)</u>  市町村</p> <p>3 実施内容  (1) 住宅確保等の種別  住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することがで</p>	<p>第22節 応急住宅対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 実施内容  (1) 住宅確保等の種別  住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することがで</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>

新			旧			修正理由	
きなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。			きなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。				
	対象種別	内容		対象種別	内容		
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。	
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。	
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用	
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所	
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	
		地すべり等関連住宅融資			地すべり等関連住宅融資		
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得る____ことができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。	表現の修正
	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自費修繕		1 自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕する。		
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。	2 資金融資	(1)国庫資金融資		自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。		(2)その他公費融資		生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。	3 災害救助法による応急修理			自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		
障害物の除去等	1 自費除去		1 自費除去		被災者が自力(自費)で除去する。		
	2 除去費等の融資		2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。		
	3 災害救助法による除去		3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。		
	4 生活保護法による除去		4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。		
(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。 (2)から(10) 略 (11) 適切な管理のなされていない <u>空き家等</u> の措置			(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。 (2)から(10) 略 (11) 適切な管理のなされていない <u>空き家等</u> の措置			字句の修正	

新	旧	修正理由
<p>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない<u>空き家等</u>に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる<u>空き家等</u>の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p> <p>(12) 略</p> <p><b>第23節 医療・救護活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、健康福祉部)</u>  市町村  医療機関</p> <p>3 略</p> <p><b>第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(危機管理部、健康福祉部)</u>  市町村  県警察</p> <p>3 略</p> <p><b>第25節 防疫・食品衛生活動</b></p> <p><b>第1項 防疫活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(健康福祉部)</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p><b>第2項 食品衛生活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(健康福祉部)</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p><b>第26節 保健活動・精神保健</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(健康福祉部)</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない<u>空き家等</u>に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる<u>空き家等</u>の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p> <p>(12) 略</p> <p><b>第23節 医療・救護活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  医療機関</p> <p>3 略</p> <p><b>第24節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  県警察</p> <p>3 略</p> <p><b>第25節 防疫・食品衛生活動</b></p> <p><b>第1項 防疫活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p><b>第2項 食品衛生活動</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p> <p><b>第26節 保健活動・精神保健</b></p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第27節 清掃活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(環境生活部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p>	<p>第27節 清掃活動</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第28節 愛玩動物等の救援</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、健康福祉部)</u> 市町村</p> <p>3 略</p>	<p>第28節 愛玩動物等の救援</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第29節 災害義援金品の募集配分</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(健康福祉部、出納事務局)</u> 市町村 日本赤十字社岐阜県支部 社会福祉法人岐阜県共同募金会</p> <p>3 略</p>	<p>第29節 災害義援金品の募集配分</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 日本赤十字社岐阜県支部 社会福祉法人岐阜県共同募金会</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第30節 公共施設の応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(各部局、教育委員会)</u> 各管理機関</p> <p>3 略</p>	<p>第30節 公共施設の応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 _____ 各管理機関</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第31節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 <u>県(秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、都市建築部)</u> 各機関</p> <p>3 略</p>	<p>第31節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 _____ 各機関</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>
<p>第32節 文教災害対策</p> <p>第1項 文教対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(環境生活部、教育委員会)</u> 市町村 (教育委員会)</p>	<p>第32節 文教災害対策</p> <p>第1項 文教対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 ( _____ 教育委員会) 市町村 (教育委員会)</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p>





新					旧					修正理由	
			合の表現				合の表現			数値誤りの修正	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。		
		10m (5m<高さ≤10m)					10m (5m<高さ≤3m)				
		5m (3m<高さ≤5m)					5m (3m<高さ≤5m)				
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (20cm≤高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (20cm≤高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。		
<p>○ 津波情報から津波予報まで略</p> <p>(2) 住民等の避難誘導</p> <p>県、<u>関係市町、河川管理者及び水防管理者</u>は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波や到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や<u>堤外地からの避難誘導</u>等の緊急対策を行うものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>					<p>○ 津波情報から津波予報まで略</p> <p>(2) 住民等の避難誘導</p> <p>県<u>及び関係沿岸市町</u>は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波や到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や<u>要配慮者の避難支援</u>等の緊急対策を行うものとする。</p> <p>(3) <u>防疫活動</u></p> <p><u>津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。</u></p>						津波浸水想定の見直しに伴う修正
<p>第35節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 (<u>危機管理部、農政部、林政部、県土整備部</u>)</p> <p>市町村</p> <p>防災関係機関</p> <p>3 略</p>					<p>第35節 大規模停電対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 _____</p> <p>市町村</p> <p>防災関係機関</p> <p>3 略</p>						所管の明確化に伴う修正
<p>第4章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>略</p>					<p>第4章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>略</p>						

新	旧	修正理由
<p>第2節 活動体制 略</p> <p>第3節 協力体制 1 略 2 実施責任者 県 <u>(危機管理部)</u> 市町村 防災関係機関 3 略</p> <p>第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達 1 略 2 実施責任者 岐阜地方気象台 県 <u>(危機管理部)</u> 市町村 防災関係機関 事業者 3 略</p> <p>第5節 広報対策 1 略 2 実施責任者 県 <u>(秘書広報部門、清流の国推進部、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部)</u> 市町村 防災関係機関 報道機関 3 略</p> <p>第6節 事前避難対策 1 略 2 実施責任者 県 <u>(清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、教育委員会)</u> 県警察 市町村 学校等 施設管理者 3 略</p>	<p>第2節 活動体制 略</p> <p>第3節 協力体制 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 防災関係機関 3 略</p> <p>第4節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達 1 略 2 実施責任者 岐阜地方気象台 県 _____ 市町村 防災関係機関 事業者 3 略</p> <p>第5節 広報対策 1 略 2 実施責任者 県 _____ 市町村 防災関係機関 報道機関 3 略</p> <p>第6節 事前避難対策 1 略 2 実施責任者 県 _____ 県警察 市町村 学校等 施設管理者 3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第7節 消防・水防</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 (<u>危機管理部、県土整備部</u>) 市町村 水防管理団体</p> <p>3 略</p> <p>第8節 警備対策 略</p> <p>第9節 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 (<u>県土整備部、都市建築部</u>) 県警察 市町村 学校等 施設管理者</p> <p>3 略</p> <p>第10節 緊急輸送対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 (<u>危機管理部、商工労働部、県土整備部、都市建築部</u>) 県警察 (県公安委員会) 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第11節 物資等の確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 農林水産省 中部経済産業局 中部森林管理局 県 (<u>危機管理部、商工労働部、農政部、林政部</u>) 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第12節 保健衛生対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p>	<p>第7節 消防・水防</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 _____ 市町村 水防管理団体</p> <p>3 略</p> <p>第8節 警備対策 略</p> <p>第9節 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県_____ 県警察 道路管理者 東海旅客鉄道株式会社 路線バス事業者 運転者</p> <p>3 略</p> <p>第10節 緊急輸送対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県_____ 県警察 (県公安委員会) 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第11節 物資等の確保対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 農林水産省 中部経済産業局 中部森林管理局 県_____ 市町村</p> <p>3 略</p> <p>第12節 保健衛生対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p></p> <p></p> <p></p>

新	旧	修正理由
<p>県 <u>(環境生活部、健康福祉部)</u> 市町村 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第13節 生活関連施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建設部)</u> 各機関</p> <p>3 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(危機管理部、商工労働部)</u> 市町村 観光施設の管理者 公共交通機関</p> <p>3 略</p> <p>第15節 公共施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(各部局、教育委員会)</u> 各機関</p> <p>3 略</p> <p>(削除)</p>	<p>県 _____ 市町村 医療機関</p> <p>3 略</p> <p>第13節 生活関連施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 _____</p> <p>3 略</p> <p>第14節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 観光施設の管理者 公共交通機関</p> <p>3 略</p> <p>第15節 公共施設対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 _____</p> <p>3 略</p> <p>第16節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>1 方針 大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、避難路、消防用施設をはじめ緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、県、市町村及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。</p> <p>2 実施責任者 県 市町村</p> <p>3 実施内容 (1)地震対策緊急整備事業の推進 県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）による「地震対策緊急整備事業計画」を作成し、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備する。</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>地震対策緊急整備事業の終了に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第1 <u>6</u> 節 大規模な地震に係る防災訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(各部署、教育委員会)</u>  市町村  防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第1 <u>7</u> 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(各部署、教育委員会)</u>  市町村  防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節 総則  略</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県(各部署、教育委員会)</u>  市町村  関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第3節 関係者との連携協力の確保  略</p>	<p>(2) 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>ア 概要</p> <p>a 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画</p> <p>b 作成主体は、都道府県知事</p> <p>c 計画の内容は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第1項に掲げる施設等の整備に関する事項</p> <p>イ 経緯</p> <p>昭和55年に初めて5か年計画として作成、その後昭和60年度、平成2年度、7年度、12年度、17年度とそれぞれ5年間期間を延長しつつ計画を修正</p> <p>第1 <u>7</u> 節 大規模な地震に係る防災訓練</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第1 <u>8</u> 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節 総則  略</p> <p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者  <u>県</u>  市町村  関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第3節 関係者との連携協力の確保  略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応略</p> <p>第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制略</p> <p>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 岐阜地方気象台 県 <u>(各部署、教育委員会)</u> 市町村 防災関係機関 事業者</p> <p>3 略</p> <p>第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策</p> <p>第1項 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(各部署、教育委員会)</u> 市町村 学校等 施設管理者</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 事前の避難 略 <u>(削除)</u></p> <p><u>イ</u> 耐震性の不足する住宅の倒壊 市町村は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。 県及び市町村は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとす</p>	<p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応略</p> <p>第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制略</p> <p>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 岐阜地方気象台 県 _____ 市町村 防災関係機関 事業者</p> <p>3 略</p> <p>第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策</p> <p>第1項 避難対策</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 学校等 施設管理者</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 事前の避難 略 <u>イ 海拔ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害</u> <u>市町村は、後発地震発生後、堤防沈下による河川水の越流により短時間で浸水の発生が想定される地域（30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。</u> <u>その上で、当該地域の避難行動要支援者に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 耐震性の不足する住宅の倒壊 市町村は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。 県及び市町村は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとす</p>	<p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p></p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>津波浸水想定の見直しに伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>る。 上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><b>第2項 関係機関のとりべき措置</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 <u>(各部局、教育委員会)</u> 県警察 市町村 防災関係機関 学校等 施設管理者</p> <p>3 略</p> <p><b>第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 <u>(各部局、教育委員会)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p><b>第9節 防災訓練</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 <u>(各部局、教育委員会)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p><b>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 <u>(各部局、教育委員会)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p>	<p>る。 上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><b>第2項 関係機関のとりべき措置</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 _____ 県警察 市町村 防災関係機関 学校等 施設管理者</p> <p>3 略</p> <p><b>第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 _____ 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p><b>第9節 防災訓練</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 _____ 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p><b>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>実施責任者</b> 県 _____ 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>



新	旧	修正理由
<p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>略</p> <p>被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>第2項 迅速な現状復旧</p> <p>略</p> <p>国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p><u>国（林野庁）は、特定大規模災害等を受けた県における災害復旧事業等に関する工事について、当該県の知事から要請があり、かつ当該県の工事の実施体制等を勘案して、当該県に代わって行うことが適当と認められるときは、当該県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。</u></p> <p>第3項から第5項 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 <u>(各部局、教育委員会)</u></p> <p>市町村</p> <p>3 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 <u>(各部局、教育委員会)</u></p> <p>市町村</p> <p>県警察</p> <p>3 略</p>	<p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>略</p> <p>被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2項 迅速な現状復旧</p> <p>略</p> <p>国は、災害が発生した場合において、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3項から第5項 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 _____</p> <p>市町村</p> <p>3 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者</p> <p>県 _____</p> <p>市町村</p> <p>県警察</p> <p>3 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p> <p>所管の明確化に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 東海財務局岐阜財務事務所 県 <u>(各部局、教育委員会)</u> 市町村 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 被災者生活再建支援法人 ハローワーク 日本銀行 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(商工労働部)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 <u>(農政部、林政部)</u> 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p>	<p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 東海財務局岐阜財務事務所 県 _____ 市町村 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 被災者生活再建支援法人 ハローワーク 日本銀行 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第5節 被災中小企業の振興</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p> <p>第6節 農林漁業関係者への融資</p> <p>1 略</p> <p>2 実施責任者 県 _____ 市町村 防災関係機関</p> <p>3 略</p>	<p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p> <p>所管の明確化に伴う 修正</p>